



SuMi TRUST 年金ニュース

(令和2年2月12日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金（基金型・規約型）】

民法改正に伴う規約変更について

平成29年5月に成立した「[民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）](#)」が令和2年4月1日から施行されます。

民法改正のうちDB制度に関係する主な内容は「①消滅時効に関する見直し」及び「②法定利率に関する見直し（基金型DBの規約において遅延損害金を定めている場合に限る。）」の2点です。

民法改正に伴う規約変更手続きについて厚生労働省宛に照会しておりましたが、以下のとおり回答が得られましたのでご案内いたします。

規約変更の概要および手続き等は以下のとおりです。

① 消滅時効に関する見直し（基金型DB・規約型DB共通）

【概要】

民法改正に伴い消滅時効に関する見直しが行われます。（内容は後述『消滅時効の改正内容（DB制度に関係するもの）』をご参照ください。）

これにより一部の委託者様においてDB規約の変更手続きが必要となります（※1）。

（※1）現在のDB規約において、時効に係る規定を下記《厚生労働省の規約例》と同様に民法を引用している委託者様におかれましては、規約変更は不要です。

また、現行のDB規約に時効に係る規定がない場合も規約変更は不要です（規定がない場合は民法が適用されるため）。

《厚生労働省の規約例》

（時効）

第18条 [基金型 第54条]

受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

（注）上記は受給権に係る規定となります。掛金の納付にかかる債権・債務の消滅時効については、特段規約に定める必要はないとされております。その場合の消滅時効は一般法たる民法が適用されます。

■以下は、上記（※1）に該当する場合は不要です。（★まで）

【規約変更が必要な委託者様】

消滅時効にかかる規約の定めにより、下表のいずれかに分類されます。

| | | パターンA | パターンB | パターンC |
|-----|----------|----------|----------|---------------|
| 変更前 | 規約の定め | 民法引用ではない | | |
| | 消滅時効の取扱い | 民法の扱いと同一 | | 民法の扱いと異なる |
| 変更後 | 規約の定め | 民法引用にする | 民法引用にしない | |
| | 消滅時効の取扱い | 民法の扱いと同一 | | 民法の扱いと異なる（※2） |

（※2）パターンCは変更後の消滅時効の定めを改正後民法の消滅時効よりも時効期間を長く設ける場合です。

【基金内又はお客様社内での手続き】

基金型：代議員会の議決（緊急を要する場合は理事長専決も可）

規約型（パターンA、B）：労働組合又は過半数代表者同意は 不要

規約型（パターンC）： ” が 必要

【行政宛手続き】

パターンA、B：届出不要

（DB法施行規則第7条第13号（法令の改正に伴う変更に係る事項）に該当して届出不要）

パターンC：申請（数理関係書類の添付は不要）

（民法の定めとは別であるため、法令の改正に伴う変更該当せず申請）

【施行日】

令和2年4月1日

なお、パターンA、Bの規約変更については、次回規約変更時等、速やかに規約変更を行うこととされております。パターンCにつきましては、施行日前の申請が必要です。

【規約例（パターンA）】

別紙（規約例①）をご参照ください。

（注）パターンBやC（民法引用ではない定め）への変更をご希望される場合は、必要に応じて、弊社営業担当者宛ご相談ください。

（★ここまで）

【補足（時効に関する経過措置）】

法改正日（令和2年4月1日）より前に確定した受給権にかかる時効については、改正前の民法が適用されます（[民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）](#) 附則第10条）。

規約上における時効の定めが民法改正前・後ともに民法引用の場合は上記の扱いも引用する内容に含むと解釈されるため、DB規約に改めて上記に係る措置を記載する必要はございません。

なお、民法改正に係る実務については引き続き厚生労働省に確認中のため、詳細が判明次第、別途ご案内いたします。（例：民法改正前に脱退一時金の受給権者となり支給を繰下げていた者が、民法改正後に老齢給付金の受給権者となった場合に、当該老齢給付金に適用される時効は民法改正前・後どちらであるか 等）

【消滅時効の改正内容（DB制度に係るもの）】

＜改正内容（概要）＞

- ▶年金給付の基本権《改正民法第168条第1項》：
権利を行使することができることを知った時から10年、権利を行使することができる時から20年（のいずれか早い方）
- ▶年金給付の支分権《改正民法第166条第1項》：
権利を行使することができることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年（のいずれか早い方）
- ▶脱退一時金《改正民法第166条第1項》：同上
- ▶経過措置《民法の一部を改正する法律附則第10条第4項》：
施行日（令和2年4月1日）前に生じた債権の消滅時効の期間は、なお従前の例による。

＜改正前民法による現行DB制度の時効＞

- ▶年金給付の基本権《民法第168条》：第1回の支払日から20年又は最後の支払日から10年
- ▶年金給付の支分権《民法第169条》：5年
- ▶脱退一時金 《民法第167条》：10年
-
- 「基本権」：年金を受け取る権利
- 「支分権」：基本権に基づいて、年金の支払期月毎に年金の支払を受ける権利

② 法定利率に関する見直し（一部の基金型DBに限る）

【概要】

民法改正に伴い法定利率に関する見直しが行われます。（内容は後述【法定利率の改正内容（DB制度に係るもの）】をご参照ください。）

これにより現在のDB規約に「遅延損害金」又は「延滞金」（以下、「遅延損害金等（※3）」といいます。）を定めてあり、かつ、その利息を民法の法定利率（現行：年率5.0%）に準じたものとしている場合は、当該利息を見直すか否かご検討いただく必要がございます（※4）。

（※3）遅延損害金等：事業主からの掛金の納付が遅延した場合に債務不履行による損害賠償相当分として納付を義務付けるもの。

（※4）DB規約に遅延損害金等を定めていない基金様におかれましては、規約変更は不要です。なお、遅延損害金等の設定自体は任意であり、必須ではございません。

■以下は、上記（※4）に該当する場合は不要です。

【規約変更の要否】

《規約変更が不要なケース》

| | 遅延損害金等にかかる規約の定め | |
|-----|-----------------|--------------|
| | パターンA | パターンB |
| 変更前 | 民法の法定利率を引用 | 民法の法定利率以外を規定 |
| 変更後 | 同上（※5） | 変更前と同じ |

《規約変更が必要なケース》

| | 遅延損害金等にかかる規約の定め | |
|-----|--------------------|-------------------------------|
| | パターンC | パターンD |
| 変更前 | 民法の法定利率以外を規定 | 民法の法定利率以外を規定 |
| 変更後 | 民法の法定利率を引用 （※5） | 民法の法定利率以外を規定 （今回内容を変更（※6）） |

（※5）2020年4月から3年間は年率3.0%。その後、法務省令で定めるところにより3年毎に見直されることとなります。

（※6）民法に抵触しない範囲（上限内）の利率とする必要があります。

【例】①3.0%

②14.6%

③14.6%（納付期限の翌日から3月を経過する日までの期間については7.3%）

【基金内又はお客様社内での手続き（パターンC、D）】

基金型：代議員会の議決（緊急を要する場合は理事長専決も可）

規約型：労働組合又は過半数代表者同意

【行政宛手続き】

届出（数理関係書類の添付は不要）

【施行日】

任意の日

【規約変更例】

別紙（規約例②）をご参照ください

【法定利率の改正内容（DB制度に関するもの）】

<改正内容（概要）>

- ▶法定利率の引下げ《改正民法第404条》
施行時は年3%（改正前：5%）
- ▶変動制の導入《改正民法404条》
法務省令で定めるところにより3年ごとに見直し。（短期貸付けの平均利率の過去5年平均値を基準）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】 03-5404-3063

(注) 当該書類は、参考例として作成しているものであり、各基金様の実状にあわせた対応が必要となります。

別紙 (規約例①)

基金型・規約型共通：消滅時効にかかる定めを民法引用とする場合

〇〇〇〇企業年金基金規約新旧対照条文

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(時効)</p> <p>第★条 <u>受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 <u>この規約は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p>(時効に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利又は当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、なお従前の例による。</u></p> <p>2 <u>施行日前に時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。</u></p> | <p>(時効)</p> <p>第★条 <u>受給権の消滅時効は次の各号の規定を適用する。</u></p> <p>一 <u>年金給付の受給権は、第1回の支払日から20年間行使しないとき又は最後の支払日から10年間行使しないときは、消滅する。</u></p> <p>二 <u>年金給付の受給権のうち各支払日に支払われる給付の受給権は、各支払日から5年間行使しないときは、消滅する。</u></p> <p>三 <u>一時金給付の受給権は、当該受給権を取得したときから10年間行使しないときは、消滅する。</u></p> |

(注) 当該書類は、参考例として作成しているものであり、各基金様の実状にあわせた対応が必要となります。

別紙 (規約例②)

基金型：遅延損害金にかかる利率を民法の法定利率の適用とする場合

〇〇〇〇企業年金基金規約新旧対照条文

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(掛金の納付)</p> <p>第★条 事業主は、毎月の掛金をその月の翌月の末日（金融機関の休業日である場合には前営業日とする。以下「納付期限」という。）までに基金に納付する。</p> <p>2 納付する掛金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 第1項の掛金を納付しない事業主があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促しなければならない。</p> <p>4 前項の規定によって督促された事業主は、民法第415条に規定する債務不履行による損害賠償の責を負うものとし、遅延損害金を掛金と併せて納付するものとする。ただし、掛金を納付しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定による遅延損害金の額は、掛金の額につき民法第404条に定める法定利率の割合で、納付期限の翌日から、掛金の納付日の前日までの日数によって計算した額とする。</p> <p>6 前2項の場合において、掛金の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の額の計算の基礎となる掛金は、その納付のあった掛金の額を控除した金額による。</p> <p>7 督促状に指定した期限までに掛金の納付を完了したとき、又は前2項の規定によって計算した金額が100円未満であるときは、遅延損害金は、徴収しない。</p> <p>8 遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> | <p>(掛金の納付)</p> <p>第★条 事業主は、毎月の掛金をその月の翌月の末日（金融機関の休業日である場合には前営業日とする。以下「納付期限」という。）までに基金に納付する。</p> <p>2 納付する掛金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 第1項の掛金を納付しない事業主があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促しなければならない。</p> <p>4 前項の規定によって督促された事業主は、民法第415条に規定する債務不履行による損害賠償の責を負うものとし、遅延損害金を掛金と併せて納付するものとする。ただし、掛金を納付しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定による遅延損害金の額は、掛金の額につき年●.●%の割合で、納付期限の翌日から、掛金の納付日の前日までの日数によって計算した額とする。</p> <p>6 前2項の場合において、掛金の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の額の計算の基礎となる掛金は、その納付のあった掛金の額を控除した金額による。</p> <p>7 督促状に指定した期限までに掛金の納付を完了したとき、又は前2項の規定によって計算した金額が100円未満であるときは、遅延損害金は、徴収しない。</p> <p>8 遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、令和●年●月●日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> | <p>本規約例は4/8頁のパターンC用です。</p> <p>パターンDとする場合は、旧欄と同様の記載とし利率を修正してください。</p> |

(遅延損害金に関する経過措置)

第2条 第★条第5項の規定にかかわらず、納付期限が施行日前である掛金に対する遅延損害金の額は、なお従前の例による。